

水田活用の直接支払交付金

【令和3年度予算概算決定額 305,000（305,000）百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等**を支援します。また、**都道府県が転換拡大を独自に支援する場合に、国が追加的に支援**します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン〔令和12年度まで〕）
- 飼料自給率の向上（34%〔令和12年度まで〕）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減〔令和7年度まで〕
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、**地域の裁量で産地づくりに向けた取組**を支援します。

3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着等**を図る取組を支援※します。

※国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進。

4. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援**します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

農業再生協議会等

申請

国

交付

農業者

【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課（03-3597-0191）

<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※1：飼料用とうもろこしを含む

※2：標準単収以上の収量が確保された者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

産地交付金

- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会毎に「水田収益力強化ビジョン」において支援内容（対象作物や単価等）を設定（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。
- また、「転換作物拡大計画」に基づき、地域農業再生協議会毎の拡大面積に応じて以下を年度当初に配分。

① 転換作物拡大加算（1.5万円/10a）

主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合。

② 高収益作物等拡大加算（3.5万円/10a）

主食用米が減少し、高収益作物等※4の面積が前年度より拡大した場合。

- さらに、当年産の以下の取組に応じて追加配分。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約（3年以上の契約）	1.2万円/10a
そば・なたね、新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援。

① 高収益作物定着促進支援（2.0（3.0※5）万円/10a×5年間）

高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）

② 高収益作物畑地化支援（17.5万円/10a）

高収益作物による畑地化の取組を支援※6。

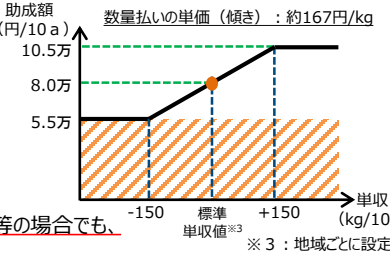
③ 子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

都道府県連携型助成

- 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係>



※4：高収益作物等；
高収益作物（園芸作物等）、
新市場開拓用米、加工用米、
飼料用とうもろこし

※5：加工・業務用野菜等の場合

※6：R5年度までの時限措置とし、
その他の転換作物に係る畑地化も
同様の単価で支援